

高訴訟 生活保護裁判で 初の最高裁勝訴!

生保裁判連 ニュース

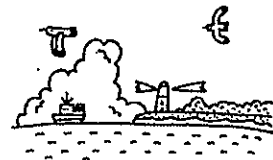
第一号 二〇〇三年八月発行
 ○発行 全国生活保護裁判連絡会
 ○事務局 竹下法律事務所
 (〇七五―二四一―二三四)

つゆはれま

夢のかなたに

ひかりさす

高信司



2003.9.7
 生活保護裁判連絡会
 第9回総会・交流会
 in 名古屋

＜最高裁勝訴判決にあたっての 高生活保護裁判を支援する会声明＞

7月17日、最高裁判所第一小法廷は高生活保護訴訟において、上告受理の申立に対して「本件を上告審として受理しない」「申立費用は申立人の負担とする」と決定しました。これは最高裁が高さんの訴えを認めた画期的な勝利判決（決定）です。

高生活保護訴訟は高さんが「親が自分の亡き後まで子供のことを心配しなければならない」日本の障害福祉制度の現状に不満を感じるとともに、ましてや「親が苦勞して掛け金を納めた心身障害共済年金が収入認定されて高さんに支給されないことは認めるわけにはいかない」ということで提訴された訴訟です。

1993年4月に一人で審査請求をしてから高さんは10年間も長いたたかひを続けてきました。そして10数年にわたった長き闘いによろやく幕が下りました。子どものためにとかけ続けた年金が収入認定され、国の手に乗られていったものを取り戻す長い長いたたかひでした。これでよろやく母親の願いが実ります。夜間の介護もなく、布団で寝ることすらかなわない中で、よくここまで耐え抜いてたたかひ続けてきた高さんに敬意を表したいと思います。ささやかながら生活が少しは楽になるのではないかと思います。しかし、24時間介護を必要とする高さんにとって、支援費制度では6時間しか認定されませんでした。これからも前途多難な生活が待ち受けていることは間違いがありません。また、このたたかひは、単に個人的なものにとどまらず、心身に障害をかかえた多くの人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにどれほど勇気と希望を与えたかわかりません。

裁判は終わりましたけれども、これからも支援する会は、高さんをはじめとした多くの障害のある方の人権を護ることを通して、誰もが障害があっても豊かな生活を送れるまちづくりに努めてまいりたいと思います。

2003年7月18日

高生活保護裁判を支援する会

尾張名古屋で見つけよう 生きる力を!

歓迎のことば

弁護士 森 弘典

生活保護裁判連絡会の第9回総会・交流会は名古屋で開催されます。

不況で高失業率が続く中、03年度から生活保護基準が初めて引き下げられるなど依然として生活保護、社会保障を巡る状況には厳しいものがあります。

しかし、各地で生活保護を巡る闘い、争訟が繰り広げられており、それぞれ大きな成果が上げられています。また、各地で障害者・高齢者・子どもの権利保障のための活動も展開されています。

名古屋でも、生活保護に関しては、現在、審査請求で、「健康で文化的な最低限度の生活」とは何かを正面から争い、要保護状態にある者に生活保護基準を下回る「法外援助」による援助しか行われていない運用の違法性を問うています。弁護士会では、大阪、京都、東京などの例にならって、ホームレス無料法律相談実施に向けて始動しています。また、障害者・高齢者・子どもの権利保障に関しては、弁護士会、民間団体等が連携して積極的な活動を展開し、大きな成果を上げています。

折しも、昨年の総会が行われた金沢で提起された高訴訟では、最高裁で初めて受給者側の勝訴が確定しました。

この機会に全国で展開されている活動の成果を結集し、生活保護、社会保障を巡る苦境に立ち向かい、全国各地から改革のうねりを起こしていきたいと思えます。もちろん、今回の総会が開催される名古屋でも、金沢の成果にあやかりさらなる成果を上げたいと考えています。

全国の皆様、名古屋で全国の力を結集し、生きる力を見つけてみましょう。今回の総会では、当地での活動も踏まえ、新たに障害者・高齢者・児童の権利擁護の分科会を設けることとしました。

多数の方のご参加をお待ちしています。

各争訟の列達

早期勝訴めざし、シンポ開催！

福岡・中嶋訴訟

福岡県生活と健康を守る会連合会

副会長 梅崎 勝

「闘いとろう！学資保険裁判の最高裁での勝訴判決！福岡シンポジウム」が五月二五日、福岡県杵木町で開催され一〇〇名が参加しました。

この学資保険裁判福岡シンポジウムは、福岡県生活と健康を守る会連合会四六回大会の二日目に開催されたもので、原告の入口明子（旧姓中嶋）さんと四歳になった娘の晴香ちゃんが参加。福岡の弁護士から四人の弁護士と久留米大学植田美佐恵教授や大学の社会福祉学部の学生なども参加しました。

シンポジウムは、「裁判を始めた頃は一八歳でしたが、いまは結婚して子どもも生まれ三〇歳になりました。仕事に子育てにがんばっています。最高裁判所での一日も早い判決を待っています。これからの皆さんのご支援よろしくお願いします」との明子さんの訴えが始まりました。

続いて報告に立った林健一郎弁護士長は、判決が出された日の新聞報道記事などを紹介しながら、裁判に至った原告世帯の経過、憲法二五条の人間の尊厳と生活保護受給者の自己決定権を認められた福岡高裁判決の画期的な意義について改めて強調。最高裁でこの判決を確定させることの大切さを訴えました。

全国の支援する会の代表委員でもある全生連の島田務会長は、三輪定宣千

葉大学名誉教授など五名の教育学者の最高裁への要請にもふれながら、高校教育を含めた健康で文化的な最低限度の生活を営む権利とこの裁判闘争の今日的な意義、最高裁への「はがき」運動をはじめとする裁判支援の新たな方針を報告しました。

会場からは、毎月、街頭宣伝を続けている八幡生活と健康を守る会から、中・高校生が積極的に協力してくれ署名行動の状況がいきいきと報告されました。

最後に弁護士事務局長の平田広志弁護士が、遅れている最高裁での審理の状況と最高裁を追い込んでいく運動の大切さを訴え、弁護士も奮闘する決意を表明しました。



世帯編入求め審査請求に勝利

京都府視覚障害者協会 内海潤子
生活保護受給までの経過

M氏は平成12年11月初めにアルバイト就職をした直後に体調を崩し休職した。重い糖尿病とわかり職場復帰に不安を感じたM氏は、当時別居していた両親（両親ともいろいろあり、生活保護世帯）の元に身を寄せたこととし、両親を担当する福祉事務所へ相談に出向いた。担当の生活保護CWは、「まず住民票を移すこと」「家主に同居の届けを出すこと」「障害年金や傷病手当金の手続きをすること」をアドバイスした。両親との同居を始めたM氏は、平成13年2月2

8日に住民票を移し、家主に届けを出し、その足で担当CWを訪ね報告したが、生活保護の世帯変更はされなかった。同年3月以降、糖尿病が悪化し入院。生活費に充当していた傷病手当金は5月の退職によって受けられなくなり、生活費や医療費に事欠き、日々借金が増えていった。6月には視覚障害1級の身体障害者手帳の交付を受けるほど視力が低下した。同年10月、退院の見通しをもった病院は、両親の世帯担当のCWに、M氏を両親の世帯員として認定するよう求める要請を行い、CWは「退院し落ち着いた頃に訪問する」と述べるも、その後の訪問はなかった。

病院より退院後のサポートを求められた視覚障害者協会生活相談員は、CWに世帯変更を求めたが、「今M氏が保護世帯に入ると、障害年金の遡及を受けたとき本人のものにならないし、世帯の保護費も減る。本人にとって今は受けない方がいい。本人が頼りないので傷病手当金が退職と同時に打ち切られてしまったのだ」等と取り合わなかった。障害年金や傷病手当金に関するCWの発言は、病歴が把握されていないことや制度の無知を露呈するものである。この後、世帯編入を申し出るも、CWは半年の間に2、3度訪問し、上記内容を繰り返すのみであり、手話通訳者を介さなければ意思疎通のできない保護世帯の両親に対しても、意向の確認をした形跡は見受けられなかった。

ないまま、借金は増える一方であった。M氏も把握できていなかった借金の全容が判明する中で、自己破産手続きを行うこととなったが、生活保護受給者でなければ一時的に数十万円のお金が必要であることがわかりこの点においても生活保護受給の必要性が高まった。このころからM氏は少しずつ、時間をかけて対応した弁護士や生活相談員の方が自分の事を思ってくれているのかもしれないとの気持ちを持ち始める。そして平成14年7月22日に改めて生活保護を希望し、ようやく同日付けの世帯変更決定がなされた。

ここに至るまでCWと連絡を取ることのかなり苦労を強いられた。電話をしてもかなりの確率で「外勤」のため連絡が取れず、電話を依頼してもまずCWからの電話はない。外勤からの戻りを予想し17時前に電話をしようと、退勤時間だから後日にするよう言われ電話を切られる。生活相談員が事情を訴えようとCWの上司である保護課長に相談しても「CWに伝える」「生活保護はまず本人の意思が大切」と言われるのみで改善されず、結果として保護世帯変更までにかかりの日数を要した。

長い間M氏は、自分のことを考えてCWがアドバイスをしてくれているのではないかの思いが払拭できなかったが、この外長期にわたり苦しい生活を強いられたことから、平成14年7月22日の世帯変更決定を不服とし、住所変更をした平成13年2月28日に遡り世帯変更をするよう審査請求をおこなった。理由は以下である。基準生活費は

最低生活を保障しようとするものであり、世帯員数が増加すれば、当該世帯の生活費が増加することは明らかであって、もし世帯員数が増加しているのに基準生活費を変更しなければ、生活保護世帯の生活は最低生活水準を下回ることになる。また、法は保護の開始について申請の原則を定めているが、保護の実施機関は常に被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とする時認めるときは速やかに職権をもってその決定を行わなければならないと定められている。CWは平成13年2月にはM氏からの相談を受け世帯変更を認識しており、変更の実施日は同日にすべきであったとした。

これに対し出された弁明書は、概ね事実経過は認めるが、世帯変更を認めるのは生計を一定する生活実態が認められるか否かで決せられるものであり、住民票の書面上だけでは認定できないため、平成13年2月ではなく、病院を退院し家での療養が始まった平成13年10月17日をもって世帯人員の増加があったと認定変更する、処分庁自ら遡及適用したので審査請求は却下すべき、というものであった。これに対して、反論書を二度提出し、CWが故意に世帯変更を遅延させた実態を指摘したところ、平成13年2月28日から世帯変更すべきであったとする知事の裁決書が出された。裁決以後の状況

裁決書は下りたものの、平成13年2月28日に遡った世帯変更に伴う生活保護費の支払いは未だになされていない。平成15年3月になつて裁定が下りた障害年金の支給額や預金口座の確認をCWが散発的にするのみで、現在に至っている。なお、CWが「期待」した障害年金は障害厚生年金3級の裁定であり、支給開始は平成14年6月からで、初回の支給額は10ヶ月分の約50万円に過ぎないものであった。現在M氏の体調はすぐれず治療を続けているが、処理が遅々として進まない上に、CWに確認を取ろうにもなかなか連絡がとれないことも、かなりの精神的苦痛になっている。